

福島市上下水道局公共工事中間前金払取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市上下水道局工事請負契約約款第35条第3項に規定する本水道局が発注する建設工事等に係る中間前払金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、前金払をした請負代金額300万円以上の建設工事を対象とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前払金は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 受注者が、保証事業会社と中間前払金に関して保証契約をしていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (4) 工事の進捗出来高が、請負金額の2分の1以上に達していること。
- (5) 部分払を行うこととした工事でないこと。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(中間前金払の請求等)

第5条 中間前払金の認定手続等については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、第2条及び第3条の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、中間前払金を請求するときは、中間前払金認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)を添えて、監督員へ提出するものとする。
- (2) 工事担当課は、中間前払金の請求があったときは、中間前金払の要件を満たしているか認定を行い、中間前払金認定通知書(様式第3号)により、10日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) 中間前払金の認定を受けた受注者は、請求書と保証事業会社が発行した中間前払金保証証書を工事担当課に提出するものとする。

(中間前払金額の変更)

第6条 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の支払を請求することが出来る。

2 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、受領済みの中間前払金が減

額後の10分の6（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。但し、水道事業管理者は、本項の期間内に福島市上下水道局工事契約請負約款第33条、第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

- 3 前項の超過額が相当の額に達し、中間前払金の使用状況からみて返還することが著しく不適当であると認められるときは、水道事業管理者と中間前払金を受けた請負者とが協議して返還すべき超過額を定める。但し、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、水道事業管理者が定め、中間前払金を受けた請負者に通知する。

（中間前払金の使途制限）

第7条 請負者は、中間前払金を当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充てることができる。

（中間前払金の返還）

第8条 中間前払金の支払を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 受注者の責に帰すべき事由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他水道事業管理者が特に必要と認めたとき。

（遅延利息）

第9条 水道事業管理者は、第6条第2項の期間内に超過した額を返還しなかったときは、その未返還額につき、水道事業管理者の指定した期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）の割合で計算した額の遅延利息（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払を請求することができる。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。